

I. はじめに

今月の Seiwa Newsletter は、2024年3月決算企業の期末決算に向けた留意事項の2回目として、「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下、「本実務対応報告」という）とIFRS適用企業における留意事項を説明します。

なお、2月号（Vol.98）では、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正について、設例を交えて紹介していますので、併せてご覧ください。

II. 電子決済手段の会計処理及び開示

ブロックチェーンをはじめとする分散型台帳技術等を利用した金融サービスが進展し、特に海外において取引が増加する中で、2022年6月に資金決済法が改正され、広く送金・決済手段として用いられるいわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約束するもの及びこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義されました。

この資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計実務上の取扱いを明らかにすることを目的として2023年11月17日に「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（実務対応報告第45号）」が公表され、公表日以後直ちに適用開始となっています。

(1) 電子決済手段の保有に係る会計処理

① 電子決済手段の取得時の会計処理

電子決済手段を取得したときは、その受渡日に当該電子決済手段の券面額に基づく価額をもって電子決済手段を資産として計上し、当該電子決済手段の取得価額と当該券面額に基づく価額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理します。

② 電子決済手段の移転時又は払戻時の会計処理

電子決済手段を第三者に移転するとき又は電子決済手段の発行者から金銭による払戻しを受けるときは、その受渡日に当該電子決済手段を取り崩します。電子決済手段を第三者に移転するときに金銭を受け取り、当該電子決済手段の帳簿価額と金銭の受取額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理します。

③ 期末時の会計処理

電子決済手段は、発行等において所要の規制が課されているため、その換金リスクは要求払預金（当座預金や普通預金等）における信用リスクと同程度に低いと考えられることから、期末時において、その券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とします。

(2) 電子決済手段の発行に係る会計処理

① 電子決済手段の発行時の会計処理

電子決済手段を発行するときは、その受渡日に当該電子決済手段に係る払戻義務について債務額をもって負債として計上し、当該電子決済手段の発行価額の総額と当該債務額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理します。

② 電子決済手段の払戻時の会計処理

電子決済手段を払い戻すときは、その受渡日に払戻しに対応する債務額を取り崩します。

③ 期末時の会計処理

電子決済手段の発行者は、その利用者に対して券面額と同額で払い戻す契約上の義務を有していることや、電子決済手段には満期が無く、利用者からの払込額と債務額は異ならないと考えられることなどから、電子決済手段に係る払戻義務は、期末時において、債務額をもって貸借対照表価額とします。

(3) 外貨建電子決済手段に係る会計処理

外貨建電子決済手段の期末時における円換算については、「外貨建取引等会計処理基準」の定めに基づいて、外国通貨の取扱いと同様に、決算時の為替相場による円換算額を付します。また、外貨建電子決済手段に係る払戻義務は金銭債務に該当すると考えられるため、期末時における円換算についても同様に決算時の為替相場による円換算額を付します。

(4) 預託電子決済手段に係る取扱い

電子決済手段等取引業者等が、利用者との合意に基づいて電子決済手段の預託を受ける場合の方法として、信託会社等に信託して管理させる方法、自己信託により管理する方法及び自ら又は第三者に管理させる方法が考えられますが、いずれの方法においても利用者の権利は電子決済手段等取引業者等には移転しないと考えられることから、利用者から預かった電子決済手段を資産として計上しません。また、利用者に対する返還義務を負債として計上しません。

(5) 開示

① キャッシュ・フロー計算書の表示

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は現金及び現金同等物ですが、このうち現金は手許現金及び要求払預金と定義されていました。この点、電子決済手段は送金・決済手段として通貨に類似する性格を有するとともに、利用者の請求により速やかに金銭による払戻しがなされることから、要求払預金に類似する性格も有する資産であるため、資金の範囲に電子決済手段が追加されました。

② 貸借対照表の表示

本実務対応報告では、我が国の会計基準では貸借対照表上の現金の定義が定められていないことや貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書で現金の範囲が異なること等の理由から、貸借対照表上の取扱いは定めないとされています。現金及び預金に含めるのかその他の科目で表示するのかなどの取扱いは、重要性も踏まえて各企業が判断することになります。

③ 注記事項

電子決済手段及びその払戻義務に関する注記については、他の金融商品と同様に、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第40-2項に定める、金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記が必要です。

III. IFRS適用企業の留意事項

IFRS適用企業における留意事項として、2024年3月期から新たに強制適用（下記(1)~(4)は2023年1月1日以後開始する事業年度から適用、(5)は2023年5月の公表後直ちに遡及適用）となる以下のIFRS会計基準について、主なポイントを説明します。

なお、2024年3月期から早期適用が可能なIFRS会計基準については、本稿では割愛します。

(1) 保険契約（IFRS第17号）

保険契約の認識、測定、表示および開示を包括的に定めた基準であり、2017年の公表から2度の改正を経て適用開始されました。基準上の保険契約の定義に該当する契約に対して適用が求められるため、保険会社以外の企業であっても、所定の不確実な将来事象によって発生する不利な影響に対して補償することに同意し、重大な保険リスクを引き受ける契約がある場合には、適用対象となる可能性があることに留意が必要です。

(2) 会計方針の開示（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂）

開示すべき会計方針を企業がより適切に判断できるように、

従来の「重要な（significant）会計方針」から「重要性がある（material）会計方針」へと文言を変更したうえで、「企業の財務諸表に含まれている他の情報と合わせて考えた場合に、一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に想定される場合に」重要性がある旨が示されました。

また、定型的な記述や基準の書き写し又は要約しただけの情報よりも、基準を自社の状況にどのように適用したかに焦点を当てた情報が有用であることが明確化されました。

(3) 会計上の見積りの定義（IAS第8号の改訂）

従来定義されていなかった会計上の見積り（棚卸資産の正味実現可能価額や有形固定資産の減価償却費など）を「測定上の不確実性に晒されている財務諸表上の貨幣金額」と新たに定義することで、将来に向かって適用される会計上の見積りの変更と遡及適用される会計方針の変更が区別しやすくなるように改訂されました。

(4) 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の改訂）

リースや資産除去債務などの資産と負債を両建てで計上する取引については、資産に係る将来加算一時差異と負債に係る将来減算一時差異のそれぞれについて繰延税金負債及び繰延税金資産を計上することが明確化されました。

(5) 国際的な税制改革 – 第2の柱モデルルール（IAS第12号の改訂）

第2の柱モデルルールとは、OECDが公表した経済のデジタル化から生じる国際的な課税逃れ等の課題に対処するための解決策の1つであり、一定規模以上の多国籍企業グループを対象に、タックスヘイブンなど軽課税国にある子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率（15%）に至るまで親会社の国で課税を行うルールです。我が国でも「グローバル・ミニマム課税」として2023年度税制改正で導入されています。

この新ルールから生じる繰延税金の会計処理が現段階では不明確であることから、当該ルールに基づく法人所得税に係る繰延税金を認識してはならないとする例外規定が設けられました。影響を受ける企業には以下の開示が要求されます。

- 例外規定を適用している旨
- 当該法人所得税に係る当期税金費用を区分開示
- 税制施行前の期間において、財務諸表利用者が当該税制の影響を理解するのに役立つ情報

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。
<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>